

平成26年度 第2回 所沢市入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成26年11月26日(水) 午前10時00分から
開催場所	所沢市役所4階 入札室
出席者の氏名	飯塚 孝(埼玉県川越県土整備事務所 所長) 高島 誉章(公認会計士) 林 真由美(弁護士)
議事等	1 入札及び契約手続の運用状況等の報告 2 審議事案の抽出結果報告 3 抽出された事案の審議 4 その他
会議資料	1 会議次第 2 入札方式別発注工事総括表(様式第1号) 3 入札方式別発注工事一覧表(様式第2号) 4 入札参加停止等の措置状況総括表(様式第3号) 5 入札参加停止等の措置状況一覧表(様式第4号) 6 抽出事案説明書(様式第5号)
担当部課名	【担当課等】 (建設部) 北田営繕担当参事、遠山営繕課主幹 (財務部) 加藤管財課長 (環境クリーン部) 山下西部クリーンセンター施設課長 (上下水道部) 当麻財務課長、村田水道建設課長、肥沼給水管理課長 牧田給水管理課主幹 他 各担当課職員 【事務局】 根本総務部次長、増田契約課長、堀中工事検査課長 他 事務局職員

※議事概要等については、別紙のとおり

別紙

委員（意見・質問等）	事務局（説明・回答）
<p>議 事</p> <p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告</p> <p>2 審議事案の抽出結果報告</p> <p>・審議の対象となる事案の中から、応札者が1者のみで落札率が高い事案、辞退者が多く応札した2者ともが低入札価格調査制度の適用となった事案、契約金額が高く随意契約の方式で行った事案、応札者が1者のみで落札率が非常に高い事案、応札した4者ともが低入札価格調査制度の適用であり落札率が非常に低い事案の合計5件を抽出した旨、抽出委員より報告があった。</p> <p>3 抽出された事案の審議 （市発注・一般競争入札）</p> <p>(1) 「(仮称)所沢市総合福祉センター建設(建築)工事」</p> <p>・本工事の技術的難度は、どのような部分にあるのですか。</p> <p>・1者のみ入札参加ですが、結果の観点から確認すると、競争性は働いたのですか。</p> <p>・結果論になってしまうが、本工事は金額が高いため、2者による特定JVでは1者あた</p>	<p>・平成26年4月1日から平成26年9月30日までの、市及び上下水道部発注工事における入札方式別件数及び入札参加停止等の措置状況について事務局より報告した。</p> <p>・本工事では、一部吹き抜け部分に格子の構造体が存在し、そちらの箇所が特殊な物となっており、難度が高いと認識しています。</p> <p>・結果から確認すると1者のみ参加ですが、入札までの経緯においては、2者の特定JVにすることにより一定の参加業者数を確保でき、また、電子入札により執行するため、参加業者側からすると、入札参加数が分からない仕組みであることから、競争性は十分確保できていると考えています。</p> <p>・本工事では、入札を2回、見積合わせを1回行い業者を決定しているため、業者数より</p>

りの負担が大きく、参加できない業者も存在したのではないですか。また、3者による特定JVであれば、1者あたりの負担も少ないため、入札参加業者数が多くなったとも考えられますが。

・(仮称)所沢市総合福祉センター建設工事については、本案件の建築工事以外に電気設備工事、機械設備工事がありますが、競争性は確保されていたのですか。

・1者のみの応札であった場合でも、入札を中止せず執行することを、参加業者に対してどのように周知しているのですか。

・本工事の積算において、見積りの割合はどの程度であったのですか。

(意見等)

・入札参加条件を、特定JVでの参加条件と単体業者での参加条件を併用すれば、業者にとって選択肢がより広がると思われるので、今後検討してもよいと思います。

(市発注・指名競争入札)

(2)「所沢市庁舎中央管理システム改修工事」

・7者中5者が辞退したことについて、どのような理由が考えられますか。

・積算の際に見積りを徴取した業者も入札を辞退しているのですか。

・辞退理由については、確認しているのですか。

・仮に一般競争入札で執行した場合、さらなる応札者の可能性はあるのですか。枠を広げ

は金額で採算が合わない等の理由で参加が少なかったものと考えています。

・この2件も特定JVによる入札でしたが、電気設備工事は2者、機械設備工事は3者の入札参加業者が存在し、競争性は確保されていたと考えています。

・本市においては、電子入札による執行の場合は、応札者が1者であっても中止にしないことを要領に規定しており、中止する場合は、告示等に記載しています。

・見積りの割合は全体の3割程度です。

・工事の需要が多い時期でもあり、また手持ちの工事がある等で技術者が不足しているという理由から、辞退が多かったものと考えています。

・辞退しています。

・指名競争入札で、全社辞退による中止案件については、辞退理由を確認しています。

・製造及び特殊な技術が必要となる工事であるため、一般競争入札で執行しても、同じ結

<p>ることにより、施工可能業者が増えるのではないですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度は採用しているのですか。 ・低入札価格調査制度の適用範囲を教えてください。 ・最低制限価格制度は採用しているのですか。 <p>(意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退者が多い等、意図せざる入札結果の場合においては、分析の必要性があると思います。業者側の意思であるからということで済ませるのではなく、分析することにより、次回以降の入札執行に繋げていくことができると思います。 <p>(市発注・随意契約)</p> <p>(3) 「所沢市西部クリーンセンター基幹的設備改良(長寿命化)工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額が高く、大きな規模の工事だが、随意契約に至った経緯はどのようなものですか。 ・随意契約のプロセスはどのように進められたのですか。 	<p>果になったのではないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用しています。また、本案件については、調査基準価格を下回ったため、調査を行った上で落札決定したものです。 ・設計金額が130万円以上の入札案件を対象としています。 ・採用していません。 <ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設のようなプラントの多くは、設計施工メーカー独自の技術やノウハウを生かして建設されています。本工事は改良工事であることから、既存施設の構造や機能を熟知している必要があり、また完成後においても焼却能力、温度、排ガス基準などの性能保証を求められているため、設計施工を行った業者でなければ完成が難しいものと考え、随意契約により執行したものです。 ・随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令167条の2に謳われているとおり、いくつかの理由がありますが、本案件については特定の業者でしかできない場合に該当するものとして随意契約に至ったものです。
--	---

・価格の妥当性についてはどのような検証を行ったのですか。

・地方自治法施行令 167 条の 2 には、その具体事例までは記述がありませんが、市の統一した運用を定めた要領はあるのですか。

(意見等)

・特に随意契約案件については、今後も経緯等に関し十分な説明ができる内容で進めてください。

・ガイドライン等に基づき、随意契約の運用が統一されるよう、全庁へさらに周知していくと良いと思います。

・まず、平成 24 年に長寿命化計画書を作成しましたが、その際の事業概算費用は約 41 億円でした。その後、発注書の作成にあたり、プラントメーカー 5 業者に参考見積りを依頼しましたが、うち 4 者が辞退し、当施設の設計施工業者のみから見積書の提出を受けました。この見積金額を基に、廃棄物処理施設点検補修工事積算要領、国土交通省の労務単価、コンサル会社の経験と実績による考察、全国の平均的な相場により、内容を十分に精査し設計金額を算出しました。

・要領等の設置はしていませんが、契約課において地方自治法施行令 167 条の 2 の内容を解説した「随意契約ガイドライン」を作成し、運用指針的なものとして全庁的に配布しています。

(上下水道部発注・一般競争入札)

(4) 「所沢地区配水管布設第3号工事」

・落札率が高く、応札者が1者である理由は何であると考えますか。

・同じ地区の配水管布設工事でも、1号、2号、3号と発注が分かれている実績があるようですが、発注単位の考え方はどのようなものですか。

・土木工事業の級別区分Aとは、何に基づいたものですか。

・地域要件の設定はありますか。

・その中で、参加可能業者数が19者とはどのような業者ですか。

(上下水道部発注・指名競争入札)

(5) 「第一浄水場監視制御装置更新工事」

・落札率が極端に低く、他の応札者も入札金額が低い結果について、どのように考えていますか。

・設計金額の積算については、検証を行って問題はなかったのですか。

・落札率が高いのは、鉄道軌道下での工事という特殊性から積算金額が高くなり、その影響を受けてのことではないかと考えられます。また、応札者が1者だけであったことについては、本入札への参加可能業者数が19者であったことから、競争の結果ではないかと考えています。

・同地区の同一配水管であれば、基本的にはひとつの工事として発注しますが、年度内に完了が難しい工事規模のものについては、同一の配水管であっても、工区を分離して発注します。

・所沢市の基準において、経営事項審査の当該業種総合評価値が750点以上の業者です。

・地域要件の設定はありません。

・西武鉄道の工事管理者資格を有する技術者を配置することができる業者が19者あるということです。

・落札率が極端に低い理由については、設計費や外注費のコストを削減するとともに、シェア獲得という受注者の戦略があったとのこと。また、他の応札者についてもシェア獲得の意欲の表れではないかと考えています。

・設計金額は妥当であったと考えています。ただし、受注者としては、恒常的にこのような金額での受注は難しいとのことでした。トータル的な利益獲得や経営戦略により、このような金額に表れたものと理解しています。

・シェア獲得ということは、継続的な発注を見込んだ受注と考えてよいのですか。

・各社入札金額に差があるが、受注者は企業努力により、どのような経費を抑制できたのですか。

・設計金額と入札金額にかなり乖離があるが、検証作業は行ったのですか。

・設計金額は事前公表ですか。

4 その他

・次回の審議事案の抽出：飯塚委員長

・本工事の浄水場のほかに、4か所の浄水場があり、順次工事を発注していく予定のため、それらを見据えての結果と認識しています。

・作業の効率化や他の案件との同時施工が可能であるため、装置の価格や人件費を抑制できたとの事です。

・設計金額については、事前に5社から見積徴取を行い、最低価格を精査し積算しましたが、更に低い入札金額で落札となったことから、あくまでも受注者の企業努力ではないかと考えています。

・入札においては、設計金額は事前公表、予定価格は事後公表です。